

監査報告書

平成29年6月24 日

学校法人 東亜大学学園 理事会 御中 評議員会 御中

学校法人 東亜大学学園

監事 武安 誠正 印

監事 藤上 博之 邸

私は、監事として私立学校法第37条第3項及び学校法人東亜大学学園寄附行為第15条に基づき、学校法人東亜大学学園の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度における業務及び財産の状況について監査しました。

監査の結果、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、会計に関する諸計算はいずれも正確であり、かつ財産の管理状況は適正妥当なものと認めます。

以上